



不法投棄を

「しない!」「させない!」「許さない!」

農道や山林、空き地など人目につきにくい場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。また、年末年始や引っ越しシーズンに、不法投棄が増加傾向にあります。不法投棄は自然や景観を損なうだけでなく、新たな不法投棄を誘発し、土壌や水質の汚染、悪臭など環境汚染を引き起こし生活環境の悪化につながります。適正処理へのご理解ご協力よろしくお願いします。

久米島町では、ゴミのない島づくりためラジオ広報での注意喚起、定期的な巡回・監視パトロールの実施や不法投棄禁止看板の設置などを行い、不法投棄の防止に努めておりますが、町民皆さんからの情報提供も必要不可欠です。情報提供へのご協力をお願いします。



字具志川地内に不法投棄された冷蔵庫

草木ヤードに不法投棄された畳

令和6年2月25日に発見した不法投棄

不法投棄は犯罪です

不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方が科せられます。

土地所有者の責任

私有地にゴミが捨てられたときは、捨てた者が不明な場合、そのゴミを土地所有者自らの責任で処理しなければなりません。日頃から土地の草刈りや対策を行い、不法投棄がされにくい環境づくりをお願いいたします。

不法投棄を見つけたらご連絡ください

不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしているところを発見した場合は、下記の連絡先へご連絡ください。また、通報時には、投棄者の情報、日時、場所、車両の車種・ナンバーなどの情報をお伝えください。

安心・快適な生活環境づくり、ごみない島づくりを目指し、不法投棄の防止にご協力よろしくお願いします。

問い合わせ

- ・久米島町環境保全課 ☎098-985-7126
- ・久米島交番 ☎098-985-2212
- ・沖縄県南部保健所 ☎098-889-6846